**校長　　郡司　弘子**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 専門性の高い視覚障がい教育を実践する支援学校であるという自覚のもと、これまで培ってきた視覚障がい教育の専門性を維持・継承し、専門教育を実践する。全国の視覚障がい教育推進のリーダーとしての責任を果たす。１．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にした安全で安心な学校２．府内における視覚障がい教育のセンター的機能を果たす学校３．教職員が教育者としての高いプロ意識をもち、働きがいのある学校４．社会の変化に柔軟に対応し、職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活が送れる教育を推進する。(1)ＩＣＴによる環境の充実を図り、ＩＣＴ機器を活用した視覚障がい教育を学校全体で積極的に進め、その成果を引き続き全国へ発信する。(2)視覚障がいに配慮した教育課程を編成する。新教育要領、新学習指導要領、移行措置に基づいた保育や教育を行う。そのため校内研修を充実させ「主体的・対話的で深い学び」の実現と小学部から高等部まで一貫性のある視覚障がい教育の指導と授業改善を図る。高等部、専修部においても観点別学習状況の評価の導入に向けた検討を進める。また、全体計画をもとに道徳教育の充実を図る。(3)幼・小・中・高・専の一貫したキャリア教育を推進する。医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を密にし、視覚障がいのある生徒の進路開拓・職域開拓のための啓発活動の充実を図る。重複障がいのある生徒の進路開拓にも重点を置き、一人ひとりに応じた実習先・進路先の開拓と進路の実現をめざす。(4)幼児・児童・生徒・学生の人権に配慮した教育の徹底に努める。体罰は幼児・児童・生徒・学生に対する人権侵害であり決して許されない行為として教職員に徹底する。いじめもまた重大な人権侵害事象であることを踏まえ、未然防止、早期発見・早期解決を図る。個人情報保護の取扱いについて徹底するとともに、保護者・保証人に対しても啓発を行う。(5)健康面において、特別な配慮を要する幼児・児童・生徒に対する検討委員会を継続する。食物アレルギーについても平成29年12月に作成したマニュアルを元に適切に対応していく。新型コロナウイルス等感染症対策を徹底する。(6)保護者・保証人に対して進路をはじめ様々な情報提供を積極的に行うとともに、学校教育自己診断・授業アンケート・学校運営への意見書などを通して保護者・保証人からの情報収集に努め、学校との信頼関係を一層強くする。(7)自然災害や不審者から幼児・児童・生徒・学生の命を守るために、防災教育、防犯教育の充実を図り、災害等に備え情報発信を含めた危機管理体制の確立と地域連携の一層の充実に努める。(8)校舎を安全に安心して活用するため、定期的な点検を実施するとともに、最寄り駅の鉄道事業者や校地南側のスーパーやマンションの管理組合等と連携を図り、通学路等の安全確保に努める。２．視覚障がい教育のセンター的機能を充実させる。(1)インクルーシブ教育システム構築の理念のもと、連続性のある学びの場の確保のため、支援体制の充実を図る。・大阪北視覚支援学校との連携のもと、２校が連携して大阪の視覚障がい教育の充実と府内の支援体制の充実に努める。・地域支援のチーム実施を定着させるとともに、支援の場として本校を使用するなど支援のあり方を工夫する。(2)障がい者理解の啓発活動を推進する。・本校および視覚障がいや視覚障がいのある方の理解啓発を進めるため、ホームページを含めあらゆる機会を活用して、幼稚部から専修部まで本校の教育内容の周知など情報発信をより活発に行う。・地域の保健・医療・福祉・労働などの関係機関と連携し、早期からの視覚障がい教育の理解推進とキャリア教育の充実を図る。・視覚支援学校の歴史的資料を整理し、ホームページなどを通じて発信する。３．教職員が教育者としてのプロ意識をもち、専門性を向上させる。(1)授業アンケート・授業観察を活用して、教員の授業力の向上と授業改善を図る。(2)全国の様々な実践を収集するとともに、教科別研究会の充実を図り、教科指導の専門性を継承する。特にＯＪＴ等で専門性の向上を図る。(3)オンライン授業の充実を図り、近畿地区あるいは全国の視覚支援学校と合同授業を実施する。(4)働き方改革を推進し、幼児・児童・生徒・学生への指導の充実と業務の効率化等により、指導時間の確保と授業改善を図る。(5)視覚障がい教育の経験年数の少ない教職員に対して、本校の教育に必要な専門的な指導や保護者対応など、具体的な研修を実施する。とりわけ、校内での点字講習や歩行指導研修、ＩＣＴ研修等を継続し、視覚支援学校としての専門性の維持・継承とその向上を図る。４．将来に向け職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する。(1)専修部４学科の連携を一層深め、医療系に特化した強みを発揮し、教育効果を高める。(2)専修部において職業自立100%をめざす。(3)視覚障がい者の新たな職域開拓を行う。(4)専修部の職業教育の更なる充実を図り、成果を多方面に発信する。(5)高等部の進学指導の充実を図る。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　　　年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[Ｒ２年度値] | 自己評価 |
| １．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活が送れる教育を推進する。 | (1) ＩＣＴ機器を活用した視覚障がい教育の充実(ｱ)教員の育成(ｲ)活動事例の増加(2) 視覚障がいに配慮した教育課程を編成(ｳ)新学習指導要領等への対応(ｴ)点字指導力の向上(ｵ)観点別学習状況の評価(ｶ)重複障がいのＡＤＬチェックリスト活用(ｷ)健康面で特別な配慮の実施(ｸ)食物アレルギーへの適切な対応(3) 人権尊重教育(ｹ)体罰根絶(ｺ)いじめ防止(4) 安全で安心な学校の構築(ｻ)危機管理体制の構築(ｼ)防災教育、防犯教育の実施(5) キャリア教育の推進(ｽ)ていねいな進路指導の徹底 | (1)　ＩＣＴ機器を活用した視覚障がい教育の充実1. 教科書データをタブレット端末にインストールすることなどにより、一層ＩＣＴ機器を活用した授業を実施する。ＩＣＴ機器を活用した研修会や研究授業の実施と日常的な支援・相談窓口を設ける。
2. 活用事例を増やし、ＨＰの掲載や研究会での発表を行い、積極的に発信する。

(2) 視覚障がいに配慮した教育課程を編成1. 新学習指導要領に対応できるよう、道徳教育の充実も含め各部での検討を進める。
2. 点字指導、歩行指導の充実を図る。
3. 観点別学習状況の評価を進める。
4. 重複障がいのある幼児・児童・生徒の自立活動の指導に毎年改訂しているＡＤＬチェックリストを活用する。
5. 特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒の健康管理を徹底する。
6. 食物アレルギーに関しての適切な対応を行う。

(3) 人権尊重教育1. 担任、部主事、保健室のネットワークを充実させる。日々の連絡帳に記載事項をチェックする。担任⇒部主事⇒教頭というラインで情報収集を丁寧に行う。
2. ｢学校いじめ防止基本方針｣に基づき、いじめ防止のため、いじめ対策委員会を継続する。

(4) 安全で安心な学校の構築(ｻｼ) 日常の安全・安心はもとより、自然災害や不審者対応などにも対応できる学校をめざすため、実践的な訓練を実施する。(5) キャリア教育の推進(ｽ) 一人ひとりの障がいに応じた進路指導を本人・保護者と相談しながら実施する。早期から将来の自分を意識させる場面をつくる。 | (ｱ)ＩＣＴ機器を活用する授業を増やし生徒等の満足度70%[60%]。研究授業20回実施。1. ＨＰへの掲載新たに５本。外部研究会等での発表５件。

(ｳ) 教科研での検討と進捗状況を近盲研等で公表。(ｴ) 教科ごとに点字指導のリーダー１人を養成する。(ｵ)全学部で観点別学習状況の評価を導入する。[小中学部実施済](ｴｶ)「ＡＤＬ」「点字」「歩行」のチェックリスト活用100%。(ｷ) 特別な配慮を要する児童生徒の検討委員会を学期に１回開催。(ｸ) 食物アレルギー事案件数０件。(ｹ) 体罰事案０件。(ｺ) いじめ対策委員会を毎月実施する。(ｹｺ)人権尊重のための全校研修会を３回実施。(ｻｼ) 学期に１回以上、火災、地震、不審者等テーマ別の研修会を年３回以上実施。生徒等の学校安全の満足度85%[83%]。(ｽ) 高等部卒業生全員の進路確保。中学部の作業所・施設の実習を１回以上。全学部キャリア教育実施。進路指導の生徒等の満足度70%[58%]。 |  |
| ２．視覚障がい教育のセンター的機能を充実させる。 | 1. 支援体制の充実

(ｱ) 支援体制の再構築(ｲ) 支援できる教員の育成(ｳ) 研究会活動の充実(ｴ) 支援の在り方の工夫(2) 理解啓発活動の推進(ｵ) 効果的な理解　　 啓発活動の構築(ｶ) 歴史的資料の整理と発信 | (1) 支援体制の充実1. 継続して教育支援部を中心にチームでの支援を実施する。
2. 本校の教員の誰もが支援できるように次世代の専門性のある教員を育成する。
3. 府内２校の視覚障がい教育専門校の支援内容の共通化をめざし、日常的な情報共有を行う。府内の視覚障がいのある児童生徒を担当する教員のネットワークを形成する。
4. 地域の小中学校の視覚障がいのある児童生徒が学習や交流できる機会を設定する。

(2) 理解啓発活動の推進(ｵ) 様々な機会を活用し理解啓発活動を進め、積極的に発信する。(ｶ) 歴史的な資料をホームページで公開できるよう整理 | (1) 支援体制の充実1. チーム支援体制により複数対応を15人に増やす。[13人]
2. 地域の学校を支援できる教員数10人以上、視覚障がいに活用できるＩＣＴ機器スキルをもつ教員数10人以上の体制を維持する。
3. 府内の視覚障がい専門校２校の連絡会を学期に１回開催。夏季休業中に視覚障がい教育推進のため、地域の小中学校等の教員対象の研究会を１回実施。
4. 交流参加者の満足度80%。[Ｒ１:７人参加、100%,Ｒ２:未実施]
5. 理解啓発活動の推進
6. 進路指導担当者や養護教諭等を対象とした研究会等への情報提供を３回以上。

(ｶ) 資料を分類し、ＨＰでの掲載。 |  |
| ３．教職員が教育者としてのプロ意識をもち、専門性を向上させる。 | (1) 教員の資質向上(ｱ)授業力の向上(ｲ)専門性の向上(ｳ)人材育成(ｴ)オンライン授業の充実(2) 働き方改革の推進(ｴ)指導時間等の確保 | 1. 教員の資質向上
2. 授業アンケートを活用し、年間２回以上

授業観察を行う。新学習指導要領の育成をめざす資質・能力の三つの柱にもとづき「主体的、対話的で深い学び」に結びついているかどうかという観点も入れながら指導助言を行い、個々の教員の授業力の向上を図る。各教科等において、観点別学習状況の評価を進め、新学習指導要領のための検討を行う。1. 全国の様々な研修会に参加して情報収集等を行い、校内で共有する。
2. 教頭、首席が中心となって、経験年数の少ない教職員の資質向上を図る。その際、本校の実態にあった課題に絞り、生徒指導の在り方、保護者対応、危機管理などのテーマで研修を行う。
3. オンライン授業を充実させ、他の視覚支援学校との合同授業を実施する。

(2) 働き方改革の推進(ｵ) 行事の精選や会議等の効率化により幼児・児童・生徒・学生への指導時間等を確保し、「主体的、対話的で深い学び」に向けた授業改善を図る。 | (1) 教員の資質向上(ｱ) 生徒等の授業の満足度90%以上[93%]。1. 保護者の教育課程の満足度90%以上[90%]。
2. Ｒ３年度も授業観察を２回以上実施。学校運営協議会で授業見学を実施し、意見聴取を行う。

(ｱ) 観点別学習状況評価の実施をめざし、教科研でのさらなる検討を進める。(ｲ) 全国の様々な研修会の伝達講習会を各学期に１回行う。(ｳ) 資質向上のための全体研修は年間５回実施する。(ｴ) 合同授業２校以上。(2) 働き方改革の推進(ｵ) 学校教育自己診断で会議の効率化等についての全学部の肯定的評価が８割。[62%] |  |
| ４．職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する。 | (1) 進路指導の充実(ｱ)職業自立100%をめざす(ｲ)専攻科卒業生の就職先の開拓(ｳ)視覚障がい者の新たな職域開拓(2) 専攻科の職業教育を発信(ｴ)理解啓発につながる資料等の作成(3)　進学指導の充実(ｵ)高等部卒業生進学希望者の合格100%をめざす。 | (1) 進路指導の充実1. 国家試験（あん摩マッサージ指圧師、はり

 師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師）合格と資格を活かした就職をめざし、個々の学生の実態に応じたきめ細かな指導を行う。(ｲ)実習先、就職先の開拓を行う。(ｳ)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師以外の職域を開拓する。(2) 専攻科の職業教育を発信(ｴ)新たな専攻科の啓発資料を作成する。(ｴ)ホームページの内容充実により効果的な発信を行う。(3)　進学指導の充実(ｵ)進学希望者への情報提供の充実。(ｵ)進学希望先との受験時の配慮事項や入学に向けての調整。 | (1) 進路指導の充実(ｱ) 国家試験合格率100%と専攻科学生の進路指導満足度70%[69%]。(ｲ) 専攻科就職率100%。(ｳ) 企業等への訪問数20社以上、新規開拓５社以上をめざす。1. 専攻科の職業教育を発信

(ｴ)職業教育の状況や卒業生の活躍の様子をホームページで発信。(ｵ)進学希望者の合格率100%。 |  |